

香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の安全で安心な生活環境を保全し、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採等を行う者に対し、予算の範囲内において香美市危険木伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 胸高直径が25センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上のもので、その危険木が倒れることにより樹高と同等の距離の範囲にある他人の居住する住宅又は公道に被害を与えるおそれがある立木をいう。
- (2) 公道 国道を除き、一定の通行が認められる県道及び市道をいう。

(補助金の対象等)

第3条 補助金の交付対象となる危険木は、現況が山林と見なせる場所に存在する立木とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合は、交付の対象としない。

3 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある住宅の所有者又は管理者が同一若しくは生計同一である場合は、対象外とする。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある住宅の所有者又は管理者。ただし、当該危険木の所有者から危険木の伐採の承諾を受けている者に限る。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、危険木の伐採、撤去及び処分にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く。）を対象とする。

2 当補助事業を対象とする賠償責任保険を契約した場合は、保険料を危険木の伐採費用に含める。ただし、年間契約等保険の対象が当補助事業のみでない場合は、この限りでない。

3 危険木等を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除した額を対象経費とする。

4 危険木伐採の委託先は、伐採等業務に関わる特別教育（チェーンソー講習）修了者を擁する事業者（森林組合、造園業者、シルバー人材センター等）又は個人とする。ただし、個人へ委託する場合は、申請の際にチェーンソー講習修了証の写しを提示するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の4分の3以内とし、75万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付は1人(生計同一者を含む)につき同一年度内において1回限りとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険木の伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し
- (2) 位置図等
- (3) 事業実施前の危険木の写真
- (4) 香美市の市税の滞納がない証明書
- (5) 危険木を所有する者の事業実施承諾書(様式第2号)
(申請者が危険木を所有する者以外の場合に限る。)
- (6) 危険木所有者であることがわかるもの(全部事項証明書等)の写し
- (7) 誓約書(様式第3号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(交付決定及び決定通知)

第7条 市長は、申請者から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、必要に応じて当該申請場所の調査を行い、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容に変更が生じたとき、又は中止しようとするときは、速やかに補助金変更・中止承認申請書(様式第5号)を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴う変更については、原則として認めないものとする。

(補助金等の変更等の承認)

第9条 市長は、交付決定者から前条の規定により申請書の提出があったときは、必要に応じて当該変更申請場所の調査を行い、その変更が適当と認めるときは、補助金変更・中止承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書の写し
- (3) 事業実施後の写真
- (4) 振込先銀行口座の通帳見開きページの写し
- (5) 売却額に分かる書類の写し(危険物を有価物として処分した場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び支払い)

第11条 市長は、実績報告書が提出された場合、速やかに検査を行い、事業の成果が申請の内容に適合すると認めるときは、補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

- (1) 事業の施行について偽りその他不正な行為があると市長が認めたとき。
- (2) その他、本事業の目的に反する行為があると市長が認めたとき。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

補助金交付申請書

香美市長 様

住所 :

氏名 :

連絡先 :

香美市危険木伐採事業費補助金の交付を受けたいため、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 整備箇所	香美市
2. 内容	対象危険木 本 ※胸高直径が2.5cm以上かつ樹高が5m以上のもの
3. 危険木の所有者 又は管理者	住所: 氏名:
4. 被害を受ける恐 れのあるもの	住所又は路線名: 所有者又は管理者:
5. 補助金申請額	_____ 円 ※補助金申請額は、事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の3以内とし、75万円を上限とする。 ※交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
6. 期間	着手予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	完了予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7. 添付資料	(1) 見積書の写し (2) 位置図 (3) 事業実施前の危険木の写真 (4) 香美市の市税の滞納がない証明書 (5) 危険木を所有する者の事業実施承諾書 (申請者が危険木を所有する者以外の場合に限る。) (6) 山林所有者のわかるもの（全部事項証明書等）の写し (7) 誓約書 (8) その他市長が必要と認める書類
8. 備考	

年 月 日

事業実施承諾書

香美市長 様

(危険木の所有者)

住所

氏名

※自署しない場合は、記名押印してください。

私は、次の者が実施する危険木の伐採等事業について承諾します。

伐採等事業実施者 (補助事業交付申請者)

住所

氏名

※自署しない場合は、記名押印してください。

危険木の所在地 香美市

様式第3号 (第6条関係)

誓 約 書

私は、危険木伐採等を行うにあたり、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

1. 本申請にかかる危険木伐採等はすべて申請者の責任において実施し、行為中に生じた損害に対しては申請者が損害額の賠償を行います。
2. 本申請にかかる危険木伐採等について、万が一紛争が生じたときは、申請者において責任をもって処理します。

香美市長 様

年 月 日

(申請者) 住所

申請者

※自署しない場合は、記名押印してください。

補助金交付決定通知書

補助対象者名

香美市長

㊟

年 月 日付けで交付の申請がありました 年度香美市危険木伐採事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱及びその他法令を遵守しなければならない。
- 2 事業完了後、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 3 香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱第13条各号のいずれかに該当するときは、この決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

補助金変更・中止承認申請書

香美市長 様

住所：

氏名：

連絡先：

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定がありました 年度香美市危険木伐採事業費補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1. 整備箇所	香美市		
2. 内容	対象危険木 本 ※胸高直径が2.5cm以上かつ樹高が5m以上のもの		
3. 危険木の所有者 又は管理者	住所： 氏名：		
4. 被害を受ける恐れのあるもの	住所又は路線名： 所有者又は管理者：		
5. 補助金申請額	_____ 円 ※補助金申請額は、事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の3以内とし、75万円を上限とする。 ※交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
6. 期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
7. 変更・中止の理由			
8. 添付資料 ※変更対象のみ	(1) 見積書の写し（2者以上） (2) 位置図 (3) 事業実施前の危険木の写真 (4) 危険木を所有する者の事業実施承諾書 (申請者が危険木を所有する者以外の場合に限る。) (5) 山林所有者のわかるもの（全部事項証明書等）の写し (6) その他市長が必要と認める書類		

補助金変更・中止承認通知書

補助対象者名

香美市長

㊟

年 月 日付で変更申請がありました 年度香美市危険木伐採事業費補助金については、補助事業の変更（中止）を承認（交付決定の内容を変更）しましたので、香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
変更内容	

補助金実績報告書

香美市長 様

住所 :

氏名 :

連絡先 :

次のとおり、危険木伐採事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 完了年月日	年 月 日
2. 補助対象経費	円
3. 交付決定額	円
4. 実績に基づく補助金の精算額	円
5. 添付資料	(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書の写し (3) 事業実施後の写真 (4) 振込先銀行口座の通帳見開きページの写し (5) 売却額の分かる書類の写し (危険木を有価物として処分した場合に限る。) (6) その他市長が必要と認める書類
6. 備考	

補助金確定通知書

補助対象者名

香美市長 ④

年 月 日付で実績報告がありました 年度香美市危険木伐採事業費補助金については、下記のとおり交付することを確定しましたので、香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 事業名 年度 香美市危険木伐採事業
2. 補助金確定額 金 _____ 円

補助金交付請求書

香美市長 様

住所 :

氏名 :

㊞

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のありました香美市危険木伐採事業について、香美市危険木伐採事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事業名 年度香美市危険木伐採事業
2. 補助金請求金額 金 _____ 円
3. 振込用口座

金融機関名	種別	口座番号	口座名義人 (フリガナ)